

重点事項に係る関係府省の対応状況

(別紙1) 実現することを前提に実務面の調整を行う提案 7項目

分野	通番	提案事項	提案の概要	関係府省の対応状況
医療 ・ 福祉	13	介護認定審査会委員 の任期の条例委任 (介護保険法)	政令で定められた、介護認定審査会 委員の任期を条例委任する。	<p>○地域によっては審査会委員として任命できる専門家が限られるなど、委員の確保に難渋している自治体があることも承知しており、実質的に同じ委員が連続して再任されている場合もあると認識している。</p> <p>○このような地域の実情も踏まえ、<u>法令上の任期を原則2年としつつ、一定の年数の範囲内で条例等を定めた自治体は、柔軟に期間を設定できるよう、必要な見直しを行う。</u></p>

<p>医療 ・ 福祉</p>	<p>14</p>	<p>医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和 (麻薬及び向精神薬取締法)</p>	<p>① 麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を都道府県へ移譲する。</p> <p>② 最長1年とされている麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可期間を延長する。</p> <p>③ 最長2年とされている、麻薬取扱者免許の有効期間を延長する。</p>	<p>①について</p> <p>○どのような区域で麻薬小売業者間の譲渡を許可するかどうかについては、基本的には県の判断にゆだねるべきものであることから、<u>ガイドライン等</u>を示した上で、都道府県に権限を移譲することを検討したい。</p> <p>○在宅緩和ケアを推進するにあたっての支障については、専門的な医療従事者の育成が不十分であること等が原因であり、本許可権限そのものが在宅緩和ケアの支障になっているとは考えていない。</p> <p>②について</p> <p>○更新手続の負担軽減の観点から、譲渡許可の一部変更手続の検討と併せ、<u>譲渡許可期間の延長を認めることを検討したい。</u></p> <p>③について</p> <p>○麻薬取扱者免許の実態把握のため、免許期間はなるべく短い方が望ましいが、ご要望を踏まえ、<u>3年への延長を検討したい。</u></p>
<p>教育 ・ 文化</p>	<p>16</p>	<p>指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県認可の廃止 (学校教育法)</p>	<p>指定都市立の特別支援学校の設置に係る都道府県教育委員会の認可を廃止する。</p> <p>(参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止予定</p>	<p>○全国知事会及び全国市長会等の意見を踏まえ、<u>認可を事前届出に改めるため、学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正措置を講ずる。</u></p>

産業振興	24	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し (高圧ガス保安法等)	水素ステーションの設置を促進できるように、都道府県知事の許可基準を緩和する。	○平成25年6月に閣議決定の「規制改革実施計画」に基づき、対応中。
運輸・交通	35	地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲 (外国人観光旅客の観光の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律)	地域限定通訳案内士となるための要件について、現在は法律で定められているが、都道府県の条例で定められるようにするなどの規制緩和を行う。	○ <u>国の認定を受けた構造改革特別区域においては、地方公共団体が独自に企画・実施する研修を修了すれば、報酬を得て通訳案内を業として行うことができるよう、構造改革特別区域法の一部改正法案を提出する予定。</u> ○上記の特例内容を一般制度化するためには、特例通訳案内士が及ぼす効果・影響や通訳案内士制度への社会的要請等を踏まえ、通訳案内士制度全体のあり方について総合的に検討することが必要。

その他	39	マイナンバー利用事務の拡大 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	現在、マイナンバーの活用対象とされていない、社会保障等に関する法律等に基づく事務に活用対象を拡大する。 (例)「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に係る事務等	○「社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野」に該当する事務であっても、番号法に追加する事務については、①全地方公共団体で当該事務のマイナンバー利用や情報提供要請への対応義務が発生すること、②申請件数に関わらず、一律にマイナンバー利用及び情報提供対応への追加システム整備等が発生すること等を勘案しつつ、 <u>制度を所管する各府省庁の意向や、地方公共団体のニーズを踏まえた上で、マイナンバー利用の要否について個別に検討を行う必要がある。</u> ○ <u>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律</u> による <u>特定優良賃貸住宅に関する事務</u> は、番号法上の「社会保障制度」に含まれることから、当該事務について番号法別表へ追加する。
	40	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲 (消費者安全法)	消費者安全法について、都道府県が実施できる報告徴収対象区域を拡大する。	○都道府県への勧告・命令権限の付与と併せて区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、 <u>勧告・命令権限の付与の検討・整理を踏まえて行う必要。ただし、勧告・命令権限の付与と独立して、希望する団体に対し、区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、特段の支障はないと考えられる。</u>

(別紙2) 実現に向けて、実施の具体的手法や時期等を引き続き調整する提案 21項目

分野	通番	提案事項	提案の概要	関係府省の対応状況
土地利用 (農地除く)	1	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲 (都市計画法)	一部に国県道を含んで都道府県において都市計画決定された都市計画道路について、市町村道に係る都市計画の変更権限を市町村へ移譲する。	○都道府県道と市町村道を一つの都市計画道路として決定する場合の決定主体については都市計画法に定めがないところ。 ○従来、上位の道路について決定権限を有する都道府県が決定するよう運用してきたが、 <u>提案のような事案について合理的な対応ができるよう、運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討する。</u>
	2	都市計画の軽易な変更の見直し (都市計画法)	市町村が決定する都市計画の変更において、都市計画の決定手続が準用されない「軽易な変更」として取り扱うことができる項目を追加する。	○軽易な変更となる事項の見直しについて、 <u>運用実態や意向を調査し、その結果等を踏まえ、今後検討する。</u>
	3	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大 (都市計画法)	開発行為における公園の設置義務等について、全国一律的な基準となっていることから、開発許可基準の技術的細目について条例委任等を行う。	○事業者に対する過度な負担となるおそれがあること等から、開発許可の技術的細目を参酌基準とすることは困難である。 ○公園等設置の義務付けの範囲については、開発行為に求め得る最大限の基準として定めているものであるが、今回の提案等を受け、 <u>運用実態等を調査し、その結果等を踏まえ、公園設置を義務付ける下限面積の条例委任を含め、見直しを検討する。</u>

土地利用 (農地除く)	41	開発行為の許可権限の希望する市への移譲 (都市計画法)	現在、特例市まで移譲されている、開発行為の許可権限を希望する市へ移譲するとともに、市において開発審査会を設置することができるようにする。	<p>○提案を踏まえ、事務処理特例条例により、<u>開発許可に関する事務等</u>を処理することとされた市町村については、<u>それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。</u></p> <p>○具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県開発審査会の開催事務を、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会の付議に係る提案基準は、当該市町村が主体的に作成できること <p><u>等を明らかにする技術的助言を発出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。</u></p>
	42	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止 (都市計画法)	町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意（市は協議）を廃止し、協議のみとする（市と同様の制度とする。）。	○平成23年の地方分権一括法施行後の、 <u>町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。</u>
医療 ・ 福祉	6	保育士修学資金貸付事業の貸付対象者の住所要件撤廃 (保育士修学資金貸付制度実施要綱)	保育士修学資金貸付事業の貸付け対象として、県内居住者又は県内就労者のほかに、県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生を加える。	○ <u>実施時期を含め検討しているところであり、現時点においてスケジュールを示すことは困難である。</u>

医療 ・ 福祉	11	産後ケア事業に対する補助条件の見直し (母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱)	「母子保健相談支援事業(母子保健コーディネーターの配置)」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の全てを実施することが補助条件とされている「妊娠・出産包括支援モデル事業」の当該条件を見直し、「産後ケア事業」の実施のみで補助対象とする。	○産後ケア事業については、実施主体の市町村が医療機関等に委託して実施するケースが多く、市町村から「地域に産後ケア事業を実施するための医療機関等がないことから妊娠・出産に関する包括支援を実施できない問題等もある」との声が寄せられたため、平成27年度予算概算要求では、 <u>本モデル事業について、母子保険相談支援事業を必須事業とし、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を任意事業として要求。</u>
	12	介護保険事業に係る規制緩和 (介護保険法、老人福祉法)	地域支援事業の認知症施策に携わる「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」の対象として、地方が独自に養成している者を認める。	○現在の認知症地域支援推進員等設置事業では、国の実施する推進員研修を受けることを要綱に定めている。来年度からは、この事業が地域支援事業の包括的支援事業に移行する予定であるため、 <u>推進員研修のあり方を含めて要綱の見直しを検討していきたい。</u>

医療 ・ 福祉	15	社会医療法人の認定要件緩和 (医療法)	<p>① 社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とする。</p> <p>② 都道府県が社会医療法人を認定する際、複数の県に医療施設を設置している医療法人については、各県において救急医療確保等事業を実施することが要件とされているが、医療施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合には、各県で事業を実施していても、要件を満たすこととする。</p>	<p>①について</p> <p>○平成25年11月より、「<u>医療法人の事業展開等に関する検討会</u>」を設置し、<u>医療法人に関する制度について様々な検討を行っているところであり、社会医療法人制度のあり方についても検討内容としていることから、提案内容について併せて検討する。</u></p> <p>②について</p> <p>○(同上)</p>
	49	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲 (医師法)	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲(医師法)	○研修医の募集定員数については、現在予定されている地域枠の医師数であれば、都道府県の調整枠で対応できると考えているが、今後、都道府県が希望する場合に、 <u>調整枠だけでなく基礎数も含めて病院に配分する方式を選択できるように、医道審議会で検討する。</u>

教育 ・ 文化	17	市立高校の就学支援金制度に関する指定都市・中核市への権限移譲 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律)	市立高校の就学支援金の認定申請審査や支給決定業務を都道府県から指定都市・中核市へ移譲する。	○ <u>移譲を受ける全国市長会から、一律の移譲ではなく、選択的な移譲としてほしいとの意見が出されたことを踏まえ、事務処理特例制度を活用して移譲できることを、都道府県、市町村に周知する。</u>
	50	県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律等)	県費負担教職員の人事権、給与負担等を中核市、特例市、特別区、一般市へ移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲予定	○平成25年3月の義務付け・枠付けの第4次見直し及び平成25年12月の中央教育審議会答申においては、広域での人事調整の仕組みに配慮し、小規模市町村の理解を得て検討することとされている。 ○平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県等の意見を確認いただき、都道府県等における教職員人事行政に差支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討したい。

<p>環境 ・ 衛生</p>	<p>51</p>	<p>水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲 (水道法)</p>	<p>水道事業（給水人口5万人超であって水利調整を要するもの）及び水道用水供給事業（1日最大給水量が2万5千立方メートルを超えるもの）の認可・指導監督権限を国から都道府県へ移譲する。</p> <p>(参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み</p>	<p>○現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められないため、2次回答においては対応不可としたところ。</p> <p>○その後、本提案について、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府省ヒアリングが行われ、手挙げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲のご提案もいただいたところである。</p> <p>○よって検討専門部会からの提案を踏まえ、<u>水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事業の基盤強化に関する計画制度を創設したうえで、専従職員を十分に配置し水道事業に精通した職員が業務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促進するための具体的かつ実効性のある取組を行う意欲的な都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が完結する水道事業について手挙げ方式による権限移譲を検討したい。</u></p>
------------------------	-----------	---	--	--

<p>環境 ・ 衛生</p>	<p>53</p>	<p>旅館業等の許可等に 係る暴力団排除のため の不許可事由の見直 し (採石法、砂利採取 法、旅館業法)</p>	<p>都道府県が行う採石業、砂利採取業 の許可等に際し、暴力団であることを 理由に拒否することが可能とな るように不許可事由を見直す。</p> <p>(参考) 建設業の許可及び宅地建物取引業の免 許に係る暴力団排除については、本年6月に 改正法成立</p>	<p>採石業、砂利採取業について</p> <p>○提案事項の実現に向け、警察庁及び都道府 県の協力を得ながら、立法事実の把握、措 置内容の検討を事務的に進めており、具体 的な対応方針・スケジュールについては、 関係部局を含め内部で調整中である。</p> <p>○今後の法制部局との調整により、法令改正 を行うこととなった場合には、地方分権一 括法での措置にて検討を進めていくことにな る。</p>
------------------------	-----------	---	--	--

産業振興	22	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	創業支援事業計画の認定権限を国から都道府県へ移譲する。	<p>【総務省回答区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市区町村から計画の提出等があった場合に、総務省の全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」内に掲載し、直ちに都道府県が市区町村の計画等を閲覧できるようにするとともに、都道府県に対してメールで通知を行うことで、都道府県との一層の情報共有を図る。 ○各市町村の創業支援事業案の内容と関係各省庁の支援策等を効果的に構築する必要があるため、認定については国が行う必要がある。 ○このため、都道府県への<u>認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は、運用面の改善により都道府県との一層の連携強化を図ることとし、制度面は施策効果検証と並行して検討する。</u>
------	----	---	-----------------------------	--

産業振興	23	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲 (電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法)	再生可能エネルギー発電の認定権限等を国から都道府県へ移譲する。	<p>○再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、<u>①再エネ特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聴く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供すること等も含め、新エネルギー小委員会の場も活用しつつ、議論を深めてまいりたい。</u></p> <p>○仮に、<u>再エネ特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一体的に移譲する必要があると</u>考えている。</p>
	25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲 (中小企業等協同組合法)	<p>中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限を地方農政局から都道府県へ移譲する。</p> <p>(参考)2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲予定</p>	<p>○組合等の設立認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、指導することができる体制が整備されてから検討すべきものである。</p> <p>○仮に、<u>複数の都道府県間の連絡調整を可能とする体制整備を検討する場合には、当該事項が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、総務省又は内閣府において統一的な整理が必要。その上で、実態論も踏まえ、当該法律を所管する経済産業省をはじめ関係省庁とともに、検討する。</u></p>

産業振興	57	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（工場立地法）	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の適用除外の対象を拡大する。	<p>○工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の対象拡大については、具体的な支障事例等の確認等を行い、適切な対応を行う。</p> <p>○現時点においては、どのような対応をすることが適当であるかどうかについて把握をしていないため、取り急ぎ、提案主体と協議を開始することとしたい。</p> <p>○なお、具体的な支障事例を確認した上で届出不要要件としての合理性、法目的との整合性からみて対象拡大できることが確認できた場合には、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の審議等必要なプロセスを経た上でその実現を図ることとしたい。</p>
その他	37	NPO法人の認証等権限の中核市への移譲（特定非営利活動促進法）	第2次一括法により指定都市まで移譲されている、NPO法人の認証等の権限を中核市まで移譲する。	○中核市への移譲については、 <u>全国における移譲の実績等を見た上で検討すべき。</u>
	38	新設のNPO法人の仮認定に係る申請期限の延長（特定非営利活動促進法）	仮認定申請は、法人設立の日から5年まで可能であるが、平成26年度までは経過措置が設けられ、設立から5年を超える法人も仮認定申請が可能となっている。経過措置終了後も、設立から5年を超えても仮認定申請が可能となるよう見直す。	○特定非営利活動促進法の制度は、議員立法により制定・改正されてきており、 <u>経過措置の延長については制度に関わるものであることから、次期通常国会に向けて、NPO議員連盟を中心として制度の必要な見直しの検討がなされるものと考えている。</u>

その他	40	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲 (消費者安全法)	消費者安全法に基づく勧告・命令の 並行権限を都道府県に付与する。	○消費者安全法の財産分野に関する勧告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対するものではないが、 <u>権限付与に当たっては、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相応の期間を要する。</u>
-----	----	-------------------------------------	-------------------------------------	---

(別紙3) 現行規定により対応可能である提案 9項目

分野	通番	提案事項	提案の概要	関係府省の対応状況
土地利用 (農地除く)	4	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和 (都市公園法)	都市公園の駐車場の上部空間を活用して太陽光発電施設を置く際、既設の建築物を増築して設置する場合等であっても、設置可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場の屋根としての機能と発電施設としての機能を併せ持つ太陽電池発電施設は、「既設の建築物に設置されている」ものとみなして差し支えなく、現行法制上設置可能である。 ○<u>現行法制上、設置可能である旨の明確化に関し、その具体的手法を検討する。</u>
	43	都市公園の廃止に係る規定の弾力化 (都市公園法)	都市の集約化や人口減少などの課題に対応するため、市町村の裁量により都市公園の柔軟な廃止ができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ○公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。 ○<u>現行規定でも廃止は可能である旨を明確化する具体的手法について、検討する。</u>
医療・福祉	7	認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和 (児童福祉法)	社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合、1年間の土地・建物賃借料に相当する額に加えて1,000万円の資金を有することとされている審査要件を緩和する。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該認可の事務は自治事務であることから、<u>技術的助言として当該通知を示しており、各自治体において対応いただきたい。</u> ○なお、改正後の児童福祉法の規定に基づく経済的基礎の要件については、現行の保育所の設置認可等に係る要件の考え方を基本として、<u>技術的助言として通知で示す予定であるが、通知の規定ぶりは、今後検討。</u>

医療 ・ 福祉	14	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和 (麻薬及び向精神薬取締法)	在庫量の不足のため調剤することができない場合に限るとされた譲渡許可条件を緩和する。	<p>○都道府県間で麻薬小売業者間譲渡許可件数にばらつきがあるが、そもそも大都市、地方都市によって麻薬小売業者数にばらつきがあるためである。現在のところ、麻薬小売業者間譲渡許可数や同許可を受ける薬局数は、医療用麻薬の消費量と同様に増加しており、同制度が医療用麻薬の利用推進に貢献していると考えている。</p> <p>○一次回答を踏まえた提案団体の意見には、「現状制度の問題点は、同一患者に対し新規処方分しか譲渡・譲受が認められないため」等とあるが、これは誤りである。現在の麻薬小売業者間譲渡許可制度は同一患者の新規処方に限ったものではなく、同一患者で引き続き麻薬処方が必要な場合も譲渡・譲受が可能である。</p> <p>○この他、小売業者間で譲渡が必要な具体的な事例のご提案があれば、対応を検討したい。</p>
環境 ・ 衛生	52	浄化槽設置届出権限の市等への移譲 (浄化槽法)	営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる場合、現在、都道府県及び保健所設置市双方において浄化槽保守点検業登録が必要とされているが、どちらか一方で足りることとする。	<p>○浄化槽法では、都道府県知事の権限に基づく保守点検業の登録制度を都道府県及び保健所設置市（又は特別区）が条例で定めることができる旨規定している。御指摘の登録制度の合理化については各地方自治体の条例において調整することが可能である。</p>

土木 ・ 建築	29	電気自動車の充電インフラ整備に係る道路占用許可基準の緩和 (道路法)	道の駅への自動車用急速充電器の積極的な導入促進を図るため、道路占用許可の基準(無余地性の原則 [※])を緩和する。 ([※])道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためにやむをえない場合等に限って、道路占用許可を与えることができる(道路法第33条)。	○提案団体からのご意見のとおり、1次回答の内容(下記参照)について周知を行う。 ※やむを得ない場合とは、諸般の事情を考慮して他に用地を獲得することが著しく困難な場合であり、充電インフラの公益性等を踏まえれば、以下のような解釈が可能であり、現行制度の下でも道の駅の道路区域内に設置することができる。 ・道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電インフラの利用者にとって不便な場所である場合や、道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じる等の理由により充電インフラの設置が困難となる場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ない場合に該当すると言える。
	31	備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和 (建築基準法)	簡易な備蓄(防災)倉庫を設置する際の、建築確認手続を不要とするなど規制緩和を行うとともに、用途地域における立地制限の緩和を行う。	建築確認申請を不要とすることについて ○小規模な備蓄(防災)倉庫(物置)のうち、外から荷物の出し入れを行い、人が内部に立ち入らないものについて、 <u>建築物に該当しない旨の技術的助言を発出することを検討する。</u> 用途地域における立地制限の緩和について ○地方公共団体が設置する防災倉庫について、 <u>用途地域においても、特定行政庁の許可なく設置可能である旨の技術的助言を発出することを検討する。</u>

<p>土木 ・ 建築</p>	<p>58</p>	<p>公営住宅建替事業の 施行要件の緩和 (公営住宅法)</p>	<p>公営住宅建替事業について、 ①市街地要件 ②戸数要件(従前戸数以上) を廃止する。</p>	<p>①について ○市街地要件で定める「市街地の区域内」や「市街化が予想される区域内」とは、公営住宅法上具体的な定義があるわけではなく、都市計画区域外等の郊外にある公営住宅を一律に排除する趣旨ではない。 ②について ○地域の状況によっては公営住宅に対するニーズが減少していることも考えられることから、そのような場合に居住者の再入居を保障することを前提に、「除却前の入居者数以上」となるように建て替える場合には、現行規定の「特別の事情がある場合」に該当するものとして取り扱うことが可能。</p>
<p>運輸 ・ 交通</p>	<p>34</p>	<p>地域バス路線に係る 補助要件の緩和 (地域公共交通確保 維持改善事業費補助 金交付要綱)</p>	<p>地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう、鉄道等と接続するフィーダー系統[*]、ICカードシステムの相互利用化、車両購入の初期費用等を補助対象とする要件緩和を行う。 [*]バス停、鉄軌道駅等において、地域間交通ネットワークと接続するバス系統</p>	<p>○交通不便地域においては、幹線バス系統に接続していないフィーダー系統であっても、鉄道等に接続していれば補助対象としている。 ○ICカードシステムの相互利用化については、補助対象としている。 ○車両購入費補助については、今年度より「公有民営方式」による支援制度を導入しており、事業者の初期投資に係る負担を軽減している。</p>

(別紙4) さらに論点の整理等を行い、可能な限り実現に向け努力する提案 31項目

分野	通番	提案事項	提案の概要	関係府省の対応状況
土地利用 (農地除く)	5	都市公園の占用期間の条例委任 (都市公園法)	政令で定められている、都市公園に係る占用期間について条例で設定することができるようにする。	○都市公園法施行令において、占用物件の構造は公園施設の保全等に支障を及ぼさないものとしなければならない旨が規定されていることから、 <u>占用物件の性質に応じた占用の最長期限を規定しており、占用許可権者がそれを超える最長期限を個別に設定することは不適切である。</u>
	44	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲 (森林法)	国が行う保安林の指定、解除に係る権限について、都道府県へ移譲する。	○国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」における、水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とする保安林は、 ・ <u>その受益の範囲が広範囲に及び、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有すること</u> ・ <u>保安林の流域保全機能の根幹的部分をなすものであること</u> ・ <u>統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務であること</u> 等から、 <u>国の直接的な関与が必要。</u>

土地利用 (農地除く)	45	都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止 (森林法)	都道府県が行う保安林の解除に係る国への同意協議を廃止する。	<p>○<u>水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とする保安林は、その受益の対象が広域にわたり、大規模解除を行った場合、国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがあり、都道府県知事が解除権限を持つ保安林の解除でも、一定規模以上の解除については、国の同意を要する協議が必要。</u></p> <p>○<u>保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害の危険性等を考慮して判断しており、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する際は農林水産大臣が適否を判断する必要があり、都道府県知事が解除権限を持つ保安林の解除でも、国の同意を要する協議が必要。</u></p>
	46	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止 (森林法)	都道府県が定める地域森林計画に係る国への同意協議を廃止する。	<p>○<u>国の同意協議を廃止した場合、森林の取扱いの根幹にかかる計画量について、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障が生じる。</u></p> <p>○<u>また、協議を廃止した場合、伐採等にかかる勸告命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制や各種補助金の要件について全国的な視点からの一定水準の確保が困難となる。</u></p> <p>○<u>これらのことなどにより、国の同意、協議は必要。</u></p>

医療 ・ 福祉	8	<p>保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止 （就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p>	<p>保育所型認定こども園に係る認定の有効期間（5年を超えない範囲）を廃止する。</p>	<p>○<u>幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることのみでは、例えば、市町村計画における見込みを上回る事情があった場合に、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子ども」の利用が制限されるおそれがある</u>とは言い切れないと考えている。</p> <p>○<u>自治体の運用状況等について、調査中であり、今後その実態を踏まえ、対応の可否を検討すること</u>としたい。</p>
	9	<p>保育料の軽減制度に係る兄弟姉妹の同時入所要件の廃止 （保育所運営費国庫負担金交付要綱）</p>	<p>現在、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化する保育料軽減制度について、兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃する。</p>	<p>○<u>多額の公費を要する施策であり、これに充てる財源が明確でないことから対応することはできない。</u></p>

医療 ・ 福祉	10	放課後児童クラブの補助条件の見直し (放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱)	<p>① 現在、1クラブ当たりとされている障がい児受入加算の基準について、1人当たりに見直す。</p> <p>② 現在、開所時間が1日6時間超とされている長時間開設加算の基準を、1日5時間超に見直す。</p> <p>③ 現在、補助対象とされていない、利用者数が9人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいる地域の実情を踏まえ補助対象とするなど、補助条件を見直す。</p>	<p>○放課後児童クラブは、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。</p> <p>○<u>小規模の放課後児童クラブに対する補助は、重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。</u></p>
	11	産後ケア事業に対する補助条件の見直し (母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱)	市町村が実施主体とされた、「産後ケア事業」について、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、実施主体を都道府県に拡大する。	<p>○<u>妊娠・出産包括支援モデル事業は、基礎自治体である市町村が事業推進の拠点となることを想定した暫定的なモデル事業であり、現段階において、都道府県が事業主体となることや補助金の対象となることは想定していない。</u></p> <p>○今後の展開については、モデル事業の実施状況を踏まえ検討。</p> <p>○各市町村の状況に応じ、都道府県が市町村の体制整備のための後方支援を行うことには意義があることから、<u>来年度から都道府県による人材育成研修等につき、補助の対象とすることを検討しているところ。</u></p>

医療 ・ 福祉	12	介護保険事業に係る 規制緩和 (介護保険法、老人福祉法)	<p>① ユニット型施設と多床型施設を併設した特別養護老人ホームについて、それぞれ別施設として認可・指定が必要とされたが、併設型の施設基準を改めて位置付け、同一施設として認可・指定を行うこととする。</p> <p>② 都道府県が、介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所を指定・許可する場合、市町村長との事前協議制を整備する。</p>	<p>①について</p> <p>○平成15年度以前から存在した一部ユニット型施設については、平成26年4月の時点で指定更新を迎えたため、既に全ての施設において、<u>ユニット型部分と多床室等部分につき、それぞれ別々の指定を受けている。</u>よって、<u>現時点で経過措置を設ける必要がない。</u></p> <p>②-1 介護保険サービス事業所について</p> <p>○介護保険法において、都道府県と市町村との事前の協議を制限する規定はなく、<u>都道府県と市町村が調整のうえで事前の協議を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>②-2 障害福祉サービス事業所について</p> <p>○障害者総合支援法において、都道府県と市町村との事前の協議を制限する規定はなく、<u>都道府県と市町村が調整のうえで事前の協議を行うことを妨げるものではない。</u></p>
---------------	----	------------------------------------	--	---

<p>医療 ・ 福祉</p>	<p>14</p>	<p>医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和 (麻薬及び向精神薬取締法)</p>	<p>麻薬を廃棄する際の行政職員の立会いを廃止する。</p>	<p>○今般、医師等による医療用麻薬不正施用、不正所持事案（岩手県等）、暴力団関係者による医療用麻薬不正所持事案（麻薬取締部）が発生しており、医療用麻薬が濫用の対象となっていることは明らかである。医療用麻薬にかかる刑事事件が発生している現状から、医療用麻薬の不正流通、不正使用防止の観点から、医療用麻薬管理の最終段階である廃棄においては、従前どおり都道府県職員の立会いの下、確実に廃棄すべきである。</p> <p>○都道府県職員による医療用麻薬の立入検査、その他薬事監視の際に併せて、麻薬廃棄の立会いをを行う等により、効率的に対応いただいている県もある。</p> <p>○厚生労働省のマニュアルにおいて、都道府県庁に出頭しての廃棄（麻薬を持参しての廃棄）を認めているのは、あくまでも都道府県職員の立会いを前提としているもので、廃棄場所の例を示したものであり、麻薬の在庫管理、帳簿記載はこれまでどおり厳格に求めている。</p> <p>○前回 ヒアリングにおいても申し上げたとおり、具体的な提案があれば随時検討するので、不正流通の防止を担保する具体的措置を提案頂きたい。</p>
------------------------	-----------	--	--------------------------------	---

医療 ・ 福祉	47	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (児童福祉法)	保育所等の児童福祉施設に係る居室面積等の「従うべき基準」を「参酌基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げる見直しを行う。 (参考) 待機児童の多い大都市部の地域について、保育所の居室面積の基準を「標準」とする特例措置は、平成26年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。</u> ○ 「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実状に応じて条例を制定することが可能となっている。
	48	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲 (児童福祉法)	現在、中核市まで移譲されている、認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等の権限を都道府県から市町村に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>認可外保育施設は、様々なものがあり、適切な指導監督等がより一層求められるべきものであるため、体制が確保された都道府県において指導監督等を行うべきものである。</u> ○ 自治体間の協議が整うのであれば、事務処理特例制度の活用による権限移譲が可能である。
	49	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲 (医師法)	国の臨床研修病院の指定権限を都道府県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4次一括法により看護師等の養成施設の指定権限が移譲されたが、患者に与える影響と言う意味において、看護師等と医師とは大きく異なるもの。 ○ 臨床研修病院の指定に際しては、研修プログラムの内容等、外形的な基準からは確認できない要素について、指定毎に医道審議会に諮って確認しているところであり、<u>臨床研修病院の質を確保するためには、国が全国一律の基準で指定を行う必要がある。</u>

環境 ・ 衛生	18	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	有害鳥獣の捕獲許可、鳥獣飼養の登録、販売禁止鳥獣の販売許可等の権限を都道府県から市町村へ移譲する。	<p>○現状では事務処理特例条例に基づき、その地域において必要な許可権限が市町村に移譲されているが、<u>権限移譲の対象となる鳥獣種は地域の実情に応じて異なるため、許可目的や鳥獣種を特定して、一律に権限を移譲することは困難である。</u></p> <p>○現状では移譲されていない鳥獣種に係る許可事務が移譲されることにより、<u>市町村の事務負担が増加し、かえって機動的な捕獲許可が難しくなる。</u>また、市町村ごとに捕獲許可がなされた場合、<u>都道府県の役割である広域的・計画的な鳥獣の保護管理に支障が生じ、地域個体群の絶滅等を招き得る。</u></p>
	19	鳥獣狩猟免許の有効期間の延長 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	一律3年とされている狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定(延長)できるよう見直す。	<p>○くくりわなに小学生や高齢者がかかる人身事故が毎年発生しており、<u>近年のわな猟免許者の急増に伴い、同様の事故の増加が懸念されている。</u>また、網猟は、全国的に甚大な被害を及ぼしているシカやイノシシ等を捕獲するための猟法ではないため、網猟免許の期間の延長は、その意義が不明であるにも関わらず、<u>不適格者の発見機会を減らすことになる。</u></p> <p>○高齢者以外の年齢層でも事故は発生しており、<u>近年の傾向として、熟練者が事故を起こす事例が散見され、事故発生状況は微増傾向にあり、一般人を巻き込む死亡・重傷事故も発生している。</u>免許期間の延長により<u>不適格者の発見機会を減少させることは、法の趣旨に反する。</u></p>

<p>環境 ・ 衛生</p>	<p>20</p>	<p>一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）</p>	<p>一般廃棄物収集運搬業の許可期間について、優良な事業者に対しては、原則2年間で4年間とできるよう見直す。</p>	<p>○許可期間が延長された場合、その間に市町村内の一般廃棄物排出量が減少した場合、限られた一般廃棄物の収集運搬の業務委託を他者から勝ち取るために、コスト競争が進み、必要なコストを確保できなくなった結果、許可業者が不法投棄や不適正処理を行うおそれがある。</p> <p>○事業者側から許可期間延長の要望は出されておらず、一部の事業者団体からは、許可期間の延長は、廃棄物処理法の体系において整合性が取れず、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあり不適切との意見があった。</p> <p>○一般廃棄物収集運搬業は、歴史的に不適正処理の事例が少なく、高い遵法性を有する業種である。また、一般廃棄物処理計画の下で、市町村による収集運搬が困難な場合にのみ許可が付与される仕組みであることから、行政と連携し、行政の補完的立場で業務を展開している業種であり、一般廃棄物処理計画と業許可期間との整合性を犠牲にしてまで、優良事業者認定制度を創設する意義は少ない。</p>
------------------------	-----------	---	--	--

<p>環境 ・ 衛生</p>	<p>21</p>	<p>複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)、現在、全ての都道府県において許可が必要とされているが、主たる事務所を所管する都道府県の許可のみで足りることとする。</p>	<p>○平成 22 年に産業廃棄物収集運搬業許可の合理化を検討した際の中央環境審議会等においては、事務コスト削減だけではなく、不適正処理に対する指導監督の担保も重要とされた。<u>不適正処理事案が発生した際に許可権限を背景として許可の取消しも含めた十分な取締りを行うことができるよう、許可主体と取締り主体は同一とすることが適当。</u></p> <p>○許可取得の対象自治体を申請者の主たる事務所とした場合、事務所の立地は大都市圏に偏っていることが多いため、一部の自治体に事務負担が集中。また、<u>他の自治体内における不適正処理事案に基づく許可の取消し処分等は、実務上容易ではなく、かえって許可業者に対する指導監督の徹底が困難となり、今までの取締り強化の流れと逆行するおそれがある。</u></p> <p>○一方、事務負担等の軽減を図ることは重要であり、自治体間の審査事項に係る情報の重複を避けるため、<u>欠格要件の該当性等の情報を各自治体間で共有し、行政処分等の手続きの一層の簡素化につながるよう、現行の産業廃棄物行政情報システムの充実・改善の検討を進めたい。</u></p>
------------------------	-----------	--	--	---

環境 ・ 衛生	52	浄化槽設置届出権限 の市等への移譲 (浄化槽法)	浄化槽法に基づく設置届出等の受 理、保守点検等の指導権限等を都道 府県から市町村に移譲する。	<p>○浄化槽の設置届出に基づく台帳管理や保守 点検等の指導権限は、廃棄物や上下水道等 の多くの事務と並んで環境衛生行政として 重要な事務であり、環境衛生に関する専門 的知識を有する職員の配置が求められる。 <u>当該事務のみを行うために専門的知識を有 する職員を配置することは全国の市町村の 負担となり、非現実的である。</u></p> <p>○一方で、<u>必ずしもすべての市で当該事務を 受ける意向があるとは考えられず、現行の 地方自治法の制度に基づき、各都道府県の 実情に応じて、個別に移譲を判断すること が適切である。</u></p>
---------------	----	--------------------------------	--	--

<p>環境 ・ 衛生</p>	<p>53</p>	<p>旅館業等の許可等に 係る暴力団排除のため の不許可事由の見直 し (採石法、砂利採取 法、旅館業法)</p>	<p>都道府県が行う旅館業の許可等に 際し、暴力団であることを理由に拒 否することが可能となるように不 許可事由を見直す。</p> <p>(参考) 建設業の許可及び宅地建物取引業の免 許に係る暴力団排除については、本年6月に 改正法成立</p>	<p>旅館業について</p> <p>○旅館業法に暴力団排除条項を設けること は、<u>憲法第22条第1項の職業選択への自由への制約であることから、制約を行うための具体的な立法事実に基づく規制の必要性・合理性の説明が必要であるところ、この具体的な立法事実には、単に、暴力団が反社会的勢力であるという事実だけでは足りず、旅館業の健全な発達に支障が生じていることが必要である。</u></p> <p>○しかしながら、暴力団に関係する旅館業者の存在に関し、厚生労働省が、旅館業の許可主体である各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生担当部局に照会するとともに警察庁から各都道府県警察に対して照会した結果を得たところ、<u>提案自治体から提示のあった1件だけであり、このような状況では、旅館業法に暴力団排除条項を設けることの具体的な立法事実があるとするとは困難である。</u></p>
------------------------	-----------	---	--	---

産業振興	22	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	創業支援事業計画の認定権限を国から都道府県へ移譲する。	<p>【経済産業省回答区分】</p> <p>○国から市区町村、市区町村から国への連絡等があった場合に、<u>都道府県の担当者にもメールで通知されるよう、システムを改修する。</u>また、都道府県が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、<u>積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知する。</u></p> <p>○「日本再興戦略」に掲げられた開廃業率を欧米並みにするという目標を達成するため、地域の実情に配慮しつつも、全国的な創業支援体制を構築する。</p> <p>○このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は、運用面の改善により都道府県との一層の連携強化を図ることとし、<u>制度面は施策効果検証と並行して検討する。</u></p>
------	----	---	-----------------------------	---

産業振興	54	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲（中小企業地域産業資源活用促進法）	中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県に移譲する。	<p>○地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することで、<u>地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定された。</u></p> <p>○法の目的を達成するためには、<u>域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。</u>そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、<u>地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを維持することが必要。</u></p> <p>○都道府県の実務上の関与について、<u>都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。</u></p>
------	----	--	---	---

産業振興	55	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し (企業立地促進法)	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議を見直す(一部事項の事後報告化等)。	<p>○企業立地促進法に基づく基本計画の同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。</p> <p>○<u>基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、国の直接的な関与が高まる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず国が確認しないこととする場合、国の支援措置を維持することが困難。</u></p> <p>○<u>また、同法における個別の同意項目についても、それぞれの支援策を得るために必要不可欠であり、廃止した場合は支援措置を維持することが困難。</u></p> <p>○基本計画は、市町村と都道府県が共同して作成することとしているが、これは産業集積の形成及び活性化を図る上で重要となる事業環境の整備について、その多くを都道府県が実施(又は関与)しているため。市町村が基本計画を策定し都道府県が同意をしたのでは国の支援を得るための要件にはなり得ず、<u>支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、国の直接的な関与が高まる。</u></p>
------	----	---	--	--

産業振興	56	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の希望する町村への移譲（工場立地法）	第2次一括法により市まで移譲されている、緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限を希望する町村へ移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> ○企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則を策定することが可能である。 ○環境保全等に配慮した上で、<u>地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域</u>であれば、当該区域を<u>企業立地重点促進区域</u>として設定することは、現行法の運用においても対応可能である。
消防・防災・安全	26	災害応急住宅に係る規制緩和（災害救助法、建築基準法）	最長2年3ヶ月とされている応急仮設住宅の入居期間について、被災地域の実情に応じて延長することができるよう、弾力化する。	<ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅については、災害により住家を全壊等した被災者に対して、当面の仮住まいを提供するものであり、<u>建築基準法の特例として、応急仮設構造物として適法に存続できる最長2年3ヶ月間を供与期間</u>としている。 ○ただし、特定非常災害の場合は、2年3か月以降も毎回1年を超えない範囲内で延長が認められている。一方、特定非常災害以外の場合は、基礎等の工事を行い建築基準法に適合する建築物となれば存続することが可能である。 ○「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 中間取りまとめ」を受け、<u>応急仮設住宅等の在り方や恒久住宅への円滑な移行、現金給付等、被災者の住まいに関して現行の枠組みにとらわれず今後幅広く検討すること</u>としたい。

<p>土木 ・ 建築</p>	<p>27</p>	<p>二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止 (河川法)</p>	<p>二級河川について都道府県が行う河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に係る国の同意協議を廃止する。</p>	<p>○二級河川の河川整備基本方針等の策定にあたって、国民が災害からの安全を等しく享受できるようにするためには、国土交通大臣の同意は必要である。</p> <p>○河川の治水、利水、環境の機能は、相互に関連しており、これらの機能を一体として捉え、総合的に調和のとれた方針・計画とすることが必要であり、治水に関わる部分を切り分けて同意することはできない。</p>
------------------------	-----------	--	--	---

<p>土木 ・ 建築</p>	<p>30</p>	<p>公営住宅に係る規制緩和 (公営住宅法)</p>	<p>① 公営住宅の明渡しを請求することができる入居者の高額収入の基準を、条例に委任する。</p> <p>② 公営住宅の入居収入基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準について、「非婚の母」及び「非婚の父」についても寡婦(夫)控除規定が適用されるよう、対象を見直す。</p> <p>③ 公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等(現在はグループホーム事業等に限定)について、小規模多機能型居宅介護事業等の事業に拡大する。</p> <p>(参考) 第1次一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例委任</p>	<p>①について</p> <p>○高額所得者は法定明渡請求という極めて強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があってはならず、基準は国として全国一律に定めるべきもの。また、高額所得者の居住移転の自由を確保する観点から、「ほぼ全国どこであっても自力で住宅を購入することが可能」な基準としている。</p> <p>②について</p> <p>○公営住宅法における入居者の収入は、所得税法の例に準じて算出しており、制度改正の可否については、所得税全体の諸控除のあり方を議論する中で検討していくべきものとする。</p> <p>③について</p> <p>○公営住宅の目的外使用のうち、大臣承認の特例が認められるのは、本来入居者の入居を阻害しない範囲であるべきであり、「住宅に困窮する低額所得者」と同視できる者をその対象としている。</p> <p>○「小規模多機能型居宅介護事業」はあくまで「通い」を中心とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する事業であり、公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。</p>
------------------------	-----------	--------------------------------	---	--

土木 ・ 建築	32	複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲 (建設業法、宅地建物取引業法)	建設業許可及び宅地建物取引業免許の事務のうち、事務所・営業所が複数都道府県にまたがる業者に係る国土交通大臣の事務・権限を都道府県等に移譲する。 (参考) 2以上の都道府県にまたがる医療法人の設立認可権限等については、第4次一括法により都道府県に移譲予定	<p>○全国的な不正行為については、国土交通本省の指導のもと、地方整備局等が連携して統一的な方針に基づいて調査・監督を行っているが、仮に許可等の権限を移譲した場合、複数の都道府県間で調査方針の決定から処分に至るまで調整を行う必要がある。また、事業者としても複数の都道府県に同時に対応する必要が発生するため、行政及び事業者にとっての事務コストが増加する。</p> <p>○なお、本提案は、許可等の期間の短縮による利便性向上が目的とのものであるが、事業者側からそのような要望が寄せられているとは把握しておらず、そのために様々な支障が想定される許可等権限の移譲を行う合理性は乏しい。</p>
	33	市町村営ほ場整備の換地計画に係る都道府県認可の廃止 (土地改良法)	市町村営ほ場整備事業(区画整理)の手続きにおいて、換地計画の都道府県の認可を廃止し、事後報告とする。	<p>○換地計画に基づき行われる換地処分は、私有財産の一つである土地に係る権利関係を強制的に新たに確定させるものであることから、<u>私有財産保護を確実なものとするため、引き続き「認可」を維持することが必要である。</u></p> <p>○仮に認可を廃止し事後報告化した場合、他の制度との整合が図られなくなることから、公用換地等の制度全体を俯瞰した慎重な対応が必要であり、また、換地計画の内容に重大な瑕疵があったとしても、換地処分前の権利への回復が困難となる等支障が生じるおそれがある。</p>

土木 ・ 建築	58	公営住宅建替事業の 施行要件の緩和 (公営住宅法)	公営住宅建替事業について、現地立 替要件を廃止する。	○事業主体の判断による建替に伴う明渡請求 により、責めに帰せられるべき事由のない 居住者が非自発的に移転を求められる結果 となり、居住者の権利を著しく侵害するこ ととなるため、いかなる条件を付けたとし ても、現地要件を撤廃することは不相当で ある。
運輸 ・ 交通	34	地域バス路線に係る 補助要件の緩和 (地域公共交通確保 維持改善事業費補助 金交付要綱)	中山間地の生活交通を守る観点か ら、地方の実情に合わせたバス補助 制度となるよう、補助対象路線の1 日当たり輸送量(現行は一律に15 人以上)等の要件緩和を行う。	○一律の要件緩和は、膨大な予算を必要とす ることからも実現困難だが、交通政策審議 会地域公共交通部会において補助制度の重 点化を行う方向性が示されていることを踏 まえ、現在検討を進めている。
その他	36	C I Q業務権限の都 道府県への移譲 (出入国管理及び難 民認定法等)	地方管理空港における国際ビジネ ス機受入について、出入国の際に必 要となるC I Q業務を、国から希望 する都道府県に移譲する。	○佐賀県が観光立国実現等の観点から、ビジ ネスジェットの誘致に向けて御尽力されて いることについては、十分理解しており、 入国管理局としても全面的に協力したい。 ○佐賀空港においては、定期便のない曜日で あっても空港への職員の派遣が可能な状態 にあり、急遽就航が決定するビジネスジェ ット等についても、臨機応変の対応が十分 可能であるため、権限移譲を行わなくても 佐賀県におけるビジネスジェットの誘致 (休日、深夜、早朝の受入れを含む)は実 現可能。 等

(別紙6) 提案団体から再検討を求める意見がなかった提案 2項目

分野	通番	提案事項	提案の概要	関係府省の対応状況
土木 ・ 建築	28	指定区間内一級河川の河川現況台帳調製権限の都道府県への移譲 (河川法)	指定区間内(都道府県管理)の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限を国から都道府県へ移譲する。	<p>○河川現況台帳の調製は、一の河川ごとに指定区間を含め情報を一元管理し、その一覧性を確保するために、指定区間も含む一級河川の河川管理者である国土交通大臣が統一的行うことが適当である。</p> <p>○河川現況台帳に記載される河川管理の基礎となる事項は、河川の維持管理にも活用される一方で、利害関係を有する者等の閲覧の用にも供されるものである。個別詳細な情報についてまで記載事項とすることは、閲覧における便宜を損なうおそれがあるととも閲覧による公表が適当でない情報を含まないよう配慮が必要である。よって河川の維持管理に必要な個別詳細な情報は、別途業務上の資料として作成されるのが適切である。</p>
運輸 ・ 交通	34	地域バス路線に係る補助要件の緩和 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱)	中山間地の生活交通を守る観点から、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう、補助対象路線の1日当たり輸送量(現行は一律に15人以上)等の要件緩和を行う。	○一律の要件緩和は、膨大な予算を必要とすることからも実現困難だが、 <u>交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めている。</u>